

04

江東区の福祉サービス

1 在宅・訪問サービス

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
生活支援 ホームヘルパー 派遣事業	<p>1割の自己負担(1時間300円)と、事前の調査があります。</p> <p>緊急時生活支援 傷病等の緊急時にホームヘルパーが訪問し、掃除、買物等の日常生活のお手伝いをします。</p> <p>外出支援 身体機能の低下等で閉じこもり傾向にある高齢者を、ホームヘルパーが介助して散歩等をします。</p> <p>訪問介護(非該当)費用助成 暫定期間中に介護予防訪問介護(ホームヘルプ)を利用した方で要介護認定が非該当になった場合、1回2,700円を上限に助成します。</p>	<p>65歳以上の、在宅でひとり暮らし又は高齢者のみで介護が困難な世帯</p> <p>緊急時生活支援 自立しているが、傷病等のため緊急かつ一時的に生活支援が必要な方</p> <p>外出支援 介護保険要支援1・2で、身体機能の低下、又はうつや認知症により閉じこもり傾向にある方</p> <p>訪問介護(非該当)費用助成 要介護認定で非該当(自立)の判定を受けた方 事前申請が必要です</p>	<p>介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466</p>
ふれあい サービス	<p>協力会員(地域のボランティア)が訪問して、支援をします。</p> <p>自立支援サービス</p> <p>①家事援助:買物、調理、掃除、洗濯等</p> <p>②介護:外出介助、車いす介助等</p> <p>年会費:500円 謝礼金:1時間700~1,050円</p> <p>ちょこっとサービス</p> <p>30分程度で終了する継続性のない単発・簡単な活動(世帯で年度内4回まで利用可能)</p> <p>内容:電球・電池の交換、体調不良時の買物代行、ゴミ出し(粗大ゴミ・資源ゴミ)、季節道具等の入替、植木の水やり、軽易な家具の移動、軽易な衣類の補修(ボタン付け等)</p> <p>年会費:なし 謝礼金:30分500円 ※部品代などは実費負担になります。</p>	<p>おおむね65歳以上の高齢者又は障害者で、日常生活に支援を必要とする方。(また、年齢に関係なく、病気やケガ等で一時的に支援するサービスもあります)</p> <p>※同居のご家族に関するもの(一時支援は除く)や日常生活以外に関するもの(大掃除・居住部分以外の掃除・引越等)は対象となりません。</p>	<p>社会福祉協議会 福祉サービス課 在宅サービス係 ☎ 5683-1571 FAX 5683-1570</p>

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

江東区の
福祉サービス

すまいと
くらし

敬老・
慶祝

生きがい・
地域活動

医療・年金・
税金

介護老人福祉・
保健施設等一覧

区内施設
一覧

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
かかりつけ 歯科医 紹介事業	身近で適切な歯科診療が受けられるよう、「かかりつけ歯科医」を紹介します。 受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日・祝祭日を除く)	寝たきり等のために通院が難しい方、病気などのために通常の歯科診療が受けづらい方	江東区 歯科医師会 ☎ 3649-0780 FAX 3649-1688
家事援助 サービス	家庭内の清掃・洗濯・食事の支度・片付け・話し相手等家事全般のお手伝いをします。 利用料：(1 時間以内) 1,710 円 (2 時間以上) 1 時間につき 1,270 円	制限なし	シルバー人材 センター ☎ 3649-3533 FAX 3615-0950
寝具 乾燥消毒	業者が自宅に訪問し、寝具の消毒・乾燥及び水洗いをします。 実施回数：乾燥消毒 月 1 回 (年 10 回) 汚れ落とし 年 1 回 水洗い 年 1 回	次の全てにあてはまる方 ① 65 歳以上 ②介護保険要介護 3 以上の在宅の方 ③ひとり暮らし、高齢者のみの世帯又は障害者の方と同居の世帯	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466
出張調髪 サービス	理容師・美容師が訪問し、調髪や顔そり(顔そりは理容のみ)を行います。 実施回数：年 6 回以内	次の全てにあてはまる方 ① 65 歳以上 ②要介護 3 以上の在宅の方 ③自ら理容・美容院へ行くことが困難 ④入院・入所していない	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466
出張三療 サービス	施術師が訪問し、はり・灸・マッサージのいずれか一つの施術を行います。 実施回数：年 6 回以内	次の全てにあてはまる方 ① 65 歳以上 ②要介護 3 以上の在宅の方 ③自ら施術所へ行くことが困難 ④入院・入所していない	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466
食事 サービス	業者が調理し、定期的に昼食または夕食を配食することで、「食」の安定を図るとともに、安否の確認を行います。 事前の調査があります。 配食：6 業者から選択 費用：各業者が定める金額	次の全てにあてはまる方 ① 65 歳以上の在宅の方 ②身体状況：通院治療を要する傷病等の身体的理由により調理等困難 ③ひとり暮らし世帯、同居者が傷病または就労していることにより、食事の調達ができない、又は一定の障害のある方と同居	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
声かけ訪問	安否確認及び孤独感の緩和を目的として、週3回程度、乳酸菌飲料を持ってご自宅に訪問し、お声がけします。(土日・祝日・年末年始除く)	70歳以上のひとり暮らしで安否の確認が必要な方。(老人ホーム・シルバーピア等の施設入居者、他の安否確認事業の受給者、介護・支援サービス利用者を除く)	長寿応援課 シニア活躍支援係 ☎ 3647-9468 FAX 3647-9247
電話訪問	安否確認及び孤独感の緩和を目的として、週1回ご自宅にお電話します。(土日・祝日・年末年始除く)	70歳以上のひとり暮らしで安否の確認が必要な方。(老人ホーム・シルバーピア等の施設入居者、他の安否確認事業の受給者、介護・支援サービス利用者を除く)	長寿応援課 シニア活躍支援係 ☎ 3647-9468 FAX 3647-9247
ごみ出しサポート	ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近に協力者がいない方に玄関前からごみの収集を行います。数回にわたってごみ出しが無い場合は、安否確認のため関係者に連絡します。	次の①～③に該当する方のみ の世帯 ①要介護2以上 ②65歳以上の方 ③身体障害者手帳をお持ちの方	清掃事務所 作業係 ☎ 3644-6216 FAX 3699-9520
友愛実践活動	老人クラブの会員が訪問し、安否確認のための声かけや話し相手、日常生活の援助などをします。	おおむね60歳以上のひとり暮らし又は虚弱な高齢者の方等	長寿応援課 長寿応援係 ☎ 3647-4541 FAX 3647-9247

2 福祉機器・用品

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
救急通報システム	緊急時にボタン等を押すと警備会社へ自動的に通報できる装置を設置します。かけつけた警備員が119番通報を行います。(自宅の鍵を警備会社に預ける必要があります) 通報装置・ペンダント以外に、火災・ガス・生活リズムセンサーを設置します。利用者負担月額1,500円(住民税非課税者は750円、生活保護受給者は利用者負担免除)	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、又は日中(夜間)独居の高齢者の方で、慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方。	長寿応援課 シニア活躍支援係 ☎ 3647-9468 FAX 3647-9247
あんしん情報キット	かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先等の情報を入れることのできる「高齢者あんしん情報キット」を配付します。	65歳以上の方 ※受付・配布場所：区役所(長寿応援課窓口)・長寿サポートセンター・福祉会館	長寿応援課 シニア活躍支援係 ☎ 3647-9468 FAX 3647-9247
自動消火器の設置	自動消火器を設置し、不慮の火災に備えます。	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、又は日中独居となる世帯	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466

相談窓口
身近な

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

福祉サービス
江東区の

くらし
すまいと

敬老・慶祝

地域活動
生きがい・

税金
医療・年金・

保健施設等一覧
介護老人福祉・

一覧
区内施設

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
紙おむつ	<p>原則、申請月以降から対象となります。</p> <p>現物配送 紙おむつを毎月自宅等に配送します。種類・数量は区で作成したカタログの中から支給上限内で選択できます。</p> <p>購入費助成 紙おむつを持ち込むことができない病院等に入院中の方に、月額7,500円を上限として、おむつ購入費を助成します。 ※必ず入院／入所期間中に申請してください。</p>	<p>次のすべてに該当する方</p> <p>① 65歳以上の方</p> <p>② 要介護3・4・5の方、又はそれ以外の方で1か月以上継続して入院されている方 もしくは重度の認知症等で排泄意識がなく、常時失禁状態である方</p> <p>③ 本人の所得制限あり (注)特別養護老人ホーム等に在所中で介護保険が適用されている方、生活保護受給中の方は、対象となりません</p>	<p>介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466</p>
補聴器	<p>現物支給 区が指定した耳鼻咽喉科で受診のうえ、必要と判断された方に補聴器を支給します(一人1台1回限り)。購入費助成を申請した方は現物支給を受けることはできません。</p> <p>購入費助成 30,000円を上限に補聴器購入費を助成します。(一人1台1回限り。購入後の申請は不可。すでに現物支給された方は対象外です)。</p>	<p>① 65歳以上の方</p> <p>② 障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方</p> <p>③ 本人の所得制限あり</p>	<p>介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466</p>
日常生活用具	<p>次の用具を給付します。申請は各種目ごとに1回のみです。</p> <p>① 入浴補助用具 (90,000円) ② シルバーカー (35,100円) ③ 電磁調理器 (45,400円) ④ マットレス (60,000円)</p> <p>費用：原則1割の自己負担、入浴補助用具のみ2割または3割の負担の場合あり(生活保護受給中の方は免除)。ただし、助成基準額を超えた費用については、全額自己負担(生活保護受給中の方も全額自己負担)</p>	<p>65歳以上の方</p> <p>入浴補助用具 要介護認定で非該当となった方で、用具が必要と認められる方</p> <p>シルバーカー シルバーカーを使用することにより歩行の安定が図れる方 本人がシルバーカーを試し、機種を決めてから申請をしてください。</p> <p>電磁調理器 認知症状があり、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方</p> <p>マットレス 社会福祉協議会のリサイクル介護用ベッドを利用される方(要介護2～5除く)</p>	<p>介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466</p>

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
家具転倒防止器具	区が委託した業者が訪問し、家具3点まで無料で転倒防止器具を取付けます（1世帯1回限り）。	65歳以上の、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466
介護用ベッド（電動）の貸出	リサイクルの介護用のベッドを貸出します。貸出及び返還時に搬送経費の自己負担があります。マットレスの貸出は致しません。	介護保険の要介護2～5に該当しない方で介護用電動ベッドを必要とする方	社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 ☎ 3647-1898 FAX 3699-6266
車いすの貸出	車いすを貸出します。（原則2か月以内。ただし、必要に応じて最長1年まで更新可能です）宅配便での配送を希望される場合は、配送料が自己負担となります。	在宅での介護、病気、ケガ、旅行等で車いすが一時的に必要な方、又は他制度の利用ができない方	社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 ☎ 3647-1898 FAX 3699-6266
リフト付きワゴン車（ハンディキャブ）貸出	通院や旅行などのためにハンディキャブ（車いす用ワンボックス車）を貸出します。2泊3日片道150km程度まで可能。ガソリン代利用者負担。事前に登録が必要です。	区内に在住の車いす利用者	江東区ボランティア・地域貢献活動センター ☎ 3645-4087 FAX 3699-6266
杖の配付	杖を配付します。（一人1本1回限り） ※保護第一課受付、保護第二課受付、ふれあいセンター（森下ふれあいセンターを除く）、サテライト城東北部、サテライト城東南部でも配付しています。	おおむね65歳以上で歩行が不自由な方	社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 ☎ 3647-1898 FAX 3699-6266
リフト付福祉タクシー	車いす・ストレッチャーのまま乗降できるタクシーを、普通車タクシーと同額（メーター料金）で利用できます。 利用登録：あらかじめ登録をして認定番号を取得してください（初回のみ）。 利用予約：区指定のタクシー会社に認定番号を伝え、直接利用予約をしてください。予約は利用希望日の1か月前からです。 乗車定員：車いす2台またはストレッチャー1台と付き添いの介護者4名まで	次のすべてに該当する方 ①江東区にお住まいの65歳以上の方 ②車いす使用または寝たきりの方	介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

福祉サービス
江東区の

くらし
すまいと

敬老・慶祝

地域活動
生きがい・

税金
医療・年金・

保健施設等一覧
介護老人福祉・

一覧
区内施設

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
<p>住宅設備 改修</p>	<p>住宅で、より安全な生活が確保できるようにするために①～⑤の設備改修を給付します。 給付は、各種目ごとに同一世帯について1回のみです。</p> <p>①予防給付（200,000円） 手すりの取り付け、段差解消、床材の変更、扉の取替え、便器の洋式化</p> <p>②浴槽改修（379,000円） 浴槽の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備の工事</p> <p>③洗面台・流し台の取替え（156,000円） いすや車いすに座って使用できるよう、流し台・洗面台の取替えおよび付帯して必要な給湯設備の工事</p> <p>④トイレ改修（106,000円） 和式便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事</p> <p>⑤階段昇降機（800,000円） 直線型・曲線型を問いません。 費用：原則1割の自己負担（生活保護受給中の方は免除）。ただし、予防給付は、2割または3割の自己負担の場合あり。助成基準額を超えた費用は、全額自己負担（生活保護受給中の方も全額自己負担）。</p> <p>※介護保険制度によるサービスのページもご覧ください。(P.19参照)</p>	<p>次のすべてに該当する方</p> <p>① 65歳以上の方</p> <p>② 介護保険の認定を受け住宅改修が必要と認められる方。</p> <p>予防給付 介護保険非該当だが、要支援・要介護状態となるおそれがある方</p> <p>浴槽改修、洗面台・流し台の取替え、トイレ改修、階段昇降機 要支援・要介護と認定されている方</p>	<p>介護保険課 在宅支援係 ☎ 3647-4319 FAX 3647-9466</p>



3 介護をする方への支援

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
生活支援型 ショート ステイ	家族の入院や冠婚葬祭等緊急時に、高齢者の方を一時お預かりしてお世話をします。利用料1日4,800円ほか食事代等がかかります。1回7日まで。	介護保険の要支援・要介護に該当しない区内在住の65歳以上の方。医師の治療を要しない方。	長寿サポートセンター (P.1～P.5参照)
シルバー ステイ	介護を必要とする高齢者の方を一時的に施設でお世話します。 場所：地域密着型介護施設（新砂3-3-11）（定員4人） 利用期間：1回7日間（6泊）まで 費用：サービス料3,000円、滞在費1,600円（いずれも1日あたり） ※その他、食費など実費負担あり	①～④のすべてに該当する方 ①65歳以上（要介護認定を受けていれば64歳以下の方も可） ②医師の治療を要しない方 ③感染するおそれのある病気を罹患していない方 ④家族による介護が困難な方	社会福祉法人 こうほうえん ☎5677-1337 FAX 5677-2017
高齢者家族 介護教室	高齢者の介護技術や介護者の健康づくり、要介護状態にならないための予防方法等について、知識・技術を習得する教室を年11回実施しています。 さまざまなテーマで資格を持つ講師がわかりやすく講義をします。	区内在住・在勤で高齢者を介護しているご家族の方、介護に関心のある方	地域ケア推進課 包括推進係 ☎3647-9606 FAX 3647-3165
家族介護 慰労金支給	要介護4・5に認定された方（第2号被保険者含む）を、介護保険サービスを1年間利用することなく在宅で介護したご家族に慰労金（年額10万円）を支給します。 ※3か月以上の入院については、対象期間から除く。 ※詳細はお問合せください。	次のすべてにあてはまる世帯 ①住民税非課税世帯 ②介護保険料を滞納していない 被介護者 ③1年以上江東区に住み、家族の介護を受けている ④要介護4又は5の認定を受けてから1年間以上、介護保険サービスを利用していない（年間7日間以内のショートステイ利用は除く） 介護者 ⑤要介護認定を受けていない	介護保険課 在宅支援係 ☎3647-4319 FAX 3647-9466
出張三療 (家族介護高齢者) サービス	在宅で介護をしているご家族にマッサージ等でリフレッシュしていただくために、施術師が訪問し、はり・灸・マッサージのいずれか一つの施術を行います。 実施回数：年6回以内 費用：受療1回につき、1割(470円)	次のすべてにあてはまる方 ①65歳以上の高齢者のみで構成された世帯 ②介護保険の認定で要介護3以上の高齢者を、在宅で日常介護をしている ③介護している上記②の高齢者が、施設入所または入院をしていない ④介護している高齢者が要介護1以上の認定を受けていない	介護保険課 在宅支援係 ☎3647-4319 FAX 3647-9466

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

福祉サービス
江東区の

くらし
すまいと

敬老・
慶祝

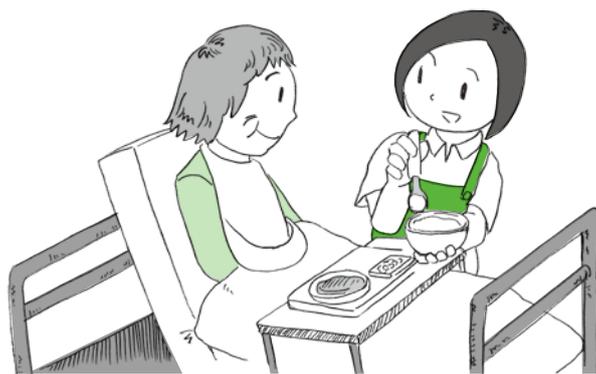
地域活動
生きがい・

税金
医療・年金・

保健施設等一覧
介護老人福祉・

一覧
区内施設

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
裁判員制度 参加支援 事業	裁判員として刑事裁判に参加するために利用した在宅の介護サービス又は障害福祉サービスに要した利用者負担相当額を助成いたします。申請の際には、領収書等の添付が必要となります。	裁判員として刑事裁判に参加する方で、本人又はそのご家族が在宅の介護サービス又は障害福祉サービスを受けている方	福祉課 地域福祉係 ☎ 3647-4152 FAX 3647-9186 障害者支援課 支援調整係 ☎ 3647-9507 FAX 3647-4910



4 権利擁護

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
認知症の 相談・支援	もの忘れ等があり、「認知症では」と心配されている人、認知症の診断を受けた人、今後の対応や介護サービスや福祉サービスの利用について相談に応じています。	認知症の人とその家族	地域ケア推進課 地域ケア係 ☎ 3647-4398 FAX 3647-3165 長寿サポート センター (P.1～P.5 参照)
高齢者虐待に 対する 相談・支援	養護者（家族など）あるいは養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的、心理的、性的、経済的及び介護や世話の放棄・放任等の虐待についての相談・通報を受け、高齢者の権利利益が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれないよう高齢者とその養護者に対し、必要な支援を行います。	高齢者の方及びその養護者（ご家族など）の方	地域ケア推進課 権利擁護係 ☎ 3647-4324 FAX 3647-3165 長寿サポート センター (P.1～P.5 参照)
成年 後見制度の 相談	判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の方に代わって契約や財産管理を行う後見人制度の相談・申立て支援を行っています。また、申立て費用及び後見報酬の支払いが困難な一定水準の所得の方に対する助成制度もあります。	判断能力が十分でない高齢者又は障害者の方及びそのご家族	権利擁護センター 「あんしん江東」 ☎ 3647-1710 FAX 5683-1570 地域ケア推進課 権利擁護係 ☎ 3647-4324 FAX 3647-3165

事業名	事業の内容	対象者	問合せ先
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助・日常的 金銭管理サービス 福祉サービスの相談・手続や公共料金の支払等、日常的な預金の出し入れのお手伝いをします。(1回1時間まで、1,000円～2,500円) 書類等預かりサービス 貸金庫にて、通帳や土地の権利書等を預かります。(1か月1,000円)	高齢者又は障害者の方で福祉サービス利用支援が必要な方	権利擁護センター 「あんしん江東」 ☎ 3647-1710 FAX 5683-1570
高齢者精神保健相談	認知症の方や、精神的な問題・悩みのある高齢者とその家族を対象に、専門医による相談を行っています。予約制です。	高齢者及びそのご家族	城東保健相談所 ☎ 3637-6521 FAX 3637-6651 深川保健相談所 ☎ 3641-1181 FAX 3641-5557 深川南部保健相談所 ☎ 5632-2291 FAX 5632-2295 城東南部保健相談所 ☎ 5606-5001 FAX 5606-5006
弁護士・司法書士による相談・苦情相談	福祉サービス利用に関する苦情の解決・遺言の書き方・遺産相続の手続き方法・悪質商法による被害回復方法など相談できます。相談は無料（予約制）。 毎週火曜日 午後2時から4時(お一人30分程度)	高齢者又は障害者の方及びそのご家族	権利擁護センター 「あんしん江東」 ☎ 3647-1710 FAX 5683-1570

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

江東区の
福祉サービス

すまいと
くらし

敬老・
慶祝

生きがい・
地域活動

医療・
年金・
税金

介護老人福祉・
保健施設等一覧

区内施設
一覧

認知症サポーター養成講座

オレンジの輪をつなげよう!!

◆認知症について

認知症は誰もがなりうる脳の病気で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などさまざまな種類があります。

症状や状態によっては、適切な診断や治療を受けることで症状の進行を遅らせたり、改善を図ることができるため、早期発見・早期治療が何より重要です。

また、認知症の方やその家族が安心して地域での生活を営んでいくためには、認知症についての正しい知識と理解を地域において広めていくことが大切です。



認知症サポーター
キャラバンのマスコット
「ロバ隊長」

◆認知症サポーターとは

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を暖かく見守る応援者のことです。

そのため、何かを特別に行う必要はなく、友人や家族に知識を伝えたり、まち中や職場で認知症の方に出会った時にできる範囲で声かけや手助けをするなど、人によって活動状況もさまざまです。



▲江東区の認知症
サポーターカード

◆認知症サポーター養成講座

子どもから高齢者までどなたでも受講できます。地域のグループ・学校・企業等に、講師（キャラバン・メイト）が出向いて講座を行います。

地域の長寿サポートセンターまたは地域ケア推進課へまずはお相談ください。

※企業、法人、団体の研修等で実施する場合には、テキスト代送料の実費をご負担いただきます。



◀介護事業所職員を
対象とした講座

▶地域の方を
対象とした講座



これまでに開催された養成講座の様子の一部です。対象者・目的により、講座形式・内容も様々です。興味のある方はぜひ一度ご相談ください!!

地域ケア推進課地域ケア係 ☎(3647) 4398 FAX (3647) 3165

認知症カフェ

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して

◆認知症の方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく尊厳と希望を持ち、認知症とともに生き・暮らし続けられる地域づくりを目指しています。認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる集いの場の拡大のため、認知症カフェの設置を進めています。

◆認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える場所です。参加者同士の交流のほか、福祉や介護の専門職との相談もできます。認知症の早期発見・早期対応、家族の介護負担の軽減、地域住民の認知症への理解を深め、認知症の方を地域で支えていく体制づくりを目指します。

区内でも認知症カフェが定期的で開催されています。ぜひご参加ください。

◆「認知症カフェ」運営費を助成します

江東区では、認知症カフェを運営する団体又は個人に対し、運営費の一部を補助します。詳しい内容につきましてはお問い合わせください。



地域ケア推進課地域ケア係 ☎(3647) 4398 FAX (3647) 3165

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

福祉サービス
江東区の

すまいと
くらし

敬老・
慶祝

生きがい・
地域活動

税金
医療・年金・

介護老人福祉・
保健施設等一覧

区内施設
一覧